

各地方整備局
 総務部総括調整官 殿
 港湾空港部長 殿

港 湾 局
 総 務 課 長
 技術企画課長
 (公印省略)

「入札監視委員会の運用上の留意点について」の一部改正について

標記について、下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別紙 第1 (略) 第2 定例会議について (1) 抽出事案の説明について ① (略) ② 建設コンサルタント業務等 ア～オ (略) カ 参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式(参加意思確認書の提出者のうち応募要件を満たすと認められる者がいたもの(特定法人等(参加者の有無を確認する公募手続について(平成18年9月28日付け国官会第935号)記2(1)に定める <u>特定法人等</u> をいう。以下同じ。))の名称を公示しなかったもので、 <u>特定法人等</u> のみが参加意思確認書を提出してきたものを除く。以下同じ。))の場合 a～j (略) キ～ク (略) ③ (略) (2)～(3) (略) 第3 (略) 第4 事務局について (1) (略) (2) 第二部会に係る定例会議に関する事務	別紙 第1 (略) 第2 定例会議について (1) 抽出事案の説明について ① (略) ② 建設コンサルタント業務等 ア～オ (略) カ 参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式(参加意思確認書の提出者のうち応募要件を満たすと認められる者がいたもの(特定公益法人等(参加者の有無を確認する公募手続について(平成18年9月28日付け国官会第935号)記2(1)に定める <u>特定公益法人等</u> をいう。以下同じ。))の名称を公示しなかったもので、 <u>特定公益法人等</u> のみが参加意思確認書を提出してきたものを除く。以下同じ。))の場合 a～j (略) キ～ク (略) ③ (略) (2)～(3) (略) 第3 (略) 第4 事務局について (1) (略) (2) 第二部会に係る定例会議に関する事務

<p>及び再苦情の申立ての受理については、総括調整官が行う。</p> <p>また、第二部会に係る再苦情処理会議に関する事務の統括及び定例会議における具体的な抽出事案に関する説明等の処理は、経理調達課長及び品質確保室長が行う。</p> <p>別添（略）</p>	<p>及び再苦情の申立ての受理については、総括調整官が行う。</p> <p>また、第二部会に係る再苦情処理会議に関する事務の統括及び定例会議における具体的な抽出事案に関する説明等の処理は、経理調達課長及び港湾事業課長が行う。</p> <p>別添（略）</p>
---	---

附 則

本通知は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。